

薬生食輸発0220第1号
平成31年2月20日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成30年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

(ベトナム産オオバコエンドロのクロルピリホス、シペルメトリン及びヘキサコナゾール並びに赤とうがらしのイソプロチオラン及びプロピコナゾール、中国産にんじんのチアメトキサム、蜂の子のテトラサイクリン並びにブロッコリーのプロシミドン並びにインド産コエンドロ(コリアンダー)の種子のトリアゾホス)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:平成31年2月15日付け薬生食輸発0215第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、インド産コエンドロ(コリアンダー)の種子、中国産にんじん及びベトナム産オオバコエンドロの輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第11条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、インド産コエンドロ(コリアンダー)の種子、中国産にんじん及びベトナム産オオバコエンドロに対する残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

また、地方自治体の実施した収去検査の結果、中国産冷凍ブロッコリーにおいて、残留農薬の基準に違反した事例があったことから、中国産ブロッコリーに対する残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げることとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加する。

さらに、過去一年間の検査実績を踏まえ、中国産蜂の子のテトラサイクリンについてはモニタリング通知の別表第2から削除することとし、ベトナム産赤とうがらしのイソプロチオラン及びプロピコナゾールについては別表第2及び別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成31年 2月20日	インド	コエンドロ（コリアンダー）の種子及びその加工品（簡易な加工に限る）	残留農薬（トリアゾホス）	RAMDEV FOOD PRODUCTS PVT. LTD.
平成31年 2月20日	中国	にんじん及びその加工品（簡易な加工に限る）	残留農薬（チアマトキサム）	LIANYUNGANG KANGTIAN TRADING CO., LTD
		ブロッコリー及びその加工品（簡易な加工に限る）	残留農薬（プロシミドン）	
平成31年 2月20日	ベトナム	オオバコエンドロ及びその加工品（簡易な加工に限る）	残留農薬（クロルピリホス）	VO THI TUYET LAN
			残留農薬（シペルメトリン）	VO THI TUYET LAN
			残留農薬（ヘキサコナゾール）	VO THI TUYET LAN